



24R



訴状

6767

2025年7月1日

大阪地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高山

同 川崎 真陽

同 千々和

同 津金 貴康

同 湯浅 彩香

(送達場所) 原告 訴訟代理人弁護士 松本 亜土

【当事者の表示】

別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金385万円

貼用印紙額 金2万5000円

請求の趣旨

- 1 被告は原告[REDACTED]に対し、金220万円及びこれに対する2024年12月11日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - 2 被告は原告松本亜土に対し、金165万円及びこれに対する2024年12月11日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

目次

第1	はじめに.....	6
第2	当事者.....	7
1	原告ら.....	7
(1)	原告■■■■.....	7
(2)	原告松本.....	7
2	被告.....	7
第3	事案の概要.....	7
1	原告■■■■が逮捕されるまで.....	7
2	原告松本が本件Tシャツを差し入れるまで.....	8
3	本件Tシャツの没収と黙秘権侵害.....	10
4	原告松本と大阪府羽曳野警察署留置管理下職員及び大阪府警察本部とのやりとり.....	10
第4	取り上げられたTシャツの性状.....	12
第5	被侵害利益.....	12
1	表現の自由（憲法21条1項）に対する侵害（原告■■■■の権利侵害）.....	12
(1)	被侵害利益の性質及び内容.....	12
(2)	侵害の態様及び程度等.....	13
2	着たい服を着る自由（憲法13条）に対する侵害（原告■■■■の権利侵害）.....	14
(1)	被侵害利益の性質及び内容.....	14
(2)	侵害の態様及び程度等.....	14
3	黙秘権（憲法38条1項、刑事訴訟法198条2項、自由権規約14条3項g）に対する侵害（原告■■■■の権利侵害）.....	15

(1) 被侵害利益の性質及び内容	15
(2) 侵害の態様及び程度等	16
4 弁護人の援助を受ける権利（憲法34条前段、刑事訴訟法39条1項、自由権規約14条3項b・d）の侵害（原告■■■■の権利侵害）	17
(1) 被侵害利益の性質及び内容	17
(2) 侵害の態様及び程度等	19
5 自己弁護権（憲法31条、自由権規約14条3項b・d）に対する侵害（原告■■■■の権利侵害）.....	20
(1) 被侵害利益の性質及び内容	20
(2) 侵害の態様及び程度等	21
6 弁護人の弁護権（憲法34条前段、刑事訴訟法39条1項、自由権規約14条3項b・d）に対する侵害（原告松本の権利侵害）	21
(1) 被侵害利益の性質及び内容	21
(2) 侵害の態様及び程度等	22
第6 違法性（裁量権の逸脱・濫用）	22
1 根拠法規等	22
(1) 被収容者処遇法187条	22
(2) 依命通達省矯成第3340号（平成19年5月30日）	23
2 最高裁判決の判示	24
(1) 最大判昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁	24
(2) 最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793号	24
3 被収容者処遇法187条の「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」の文言解釈の基準	25
4 原告■■■■から本件Tシャツを取り上げて着用させなかった行為の違法性 ...	26
(1) 「規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれ」がないこと	26
(2) 本件Tシャツの着用制限が、必要かつ合理的範囲を超えていること	28

(3) 小括.....	29
第7 公共団体の公権力の行使に当る公務員によって、職務を行うについてなされた行為であること	29
第8 原告らの損害	30
1 原告■■■■の損害：2, 200, 000円	30
(1) 慰謝料：2, 000, 000円	30
(2) 弁護士費用相当額：200, 000円	32
2 原告松本の損害：1, 650, 000円	32
(1) 慰謝料：1, 500, 000円	32
(2) 弁護士費用相当額：150, 000円	32
第9 結語	33

請求の原因

第1 はじめに

「黙秘権とは、答えない権利であるだけでなく、強制的な取調を受けない権利なのである。黙秘権を告知したとしても、取調の間、その面前にすわって質問を受けなければならないとすれば、黙秘権の実質的保障はなくなってしまうからである。」（平野龍一「刑事訴訟法概説」70頁）

我が国において、身体拘束された被疑者は、取調室で取調べを受けることを事実上強要されている。その結果、我が国の取調べは、憲法が保障する黙秘権を実質的に損なう現実的危険性を常に有している。弁護人は、そのような違憲状態の取調室に依頼者たる被疑者がいなければならない現実を前に、黙秘権を実質化するための種々の助言をする。今回、弁護人である原告松本亜土（以下、「原告松本」という。）は、「私は取調べを拒否します」とプリントされたTシャツを原告■■■■（以下、「原告■■■■」という。）に差し入れ、それを留置施設及び取調室においても着用することを通じて、取調べ拒否の意思を明確にするとともに、黙秘する意思を貫徹することを目指すという弁護活動の選択をした。原告■■■■も、弁護人の助言に従い、差し入れられたTシャツを着用することで、黙秘を貫徹しようと自らを鼓舞し、自己を防御しようとしていた。

大阪府警察が、被疑者となった原告■■■■の防御の核となるTシャツを奪い去ったことは、被疑者としての防御権をまっとうさせたくないという意図のあらわれであった。それは文字どおり、被疑者に黙秘をさせないための全力の抵抗にほかならなかった。

しかし、原告■■■■は、留置施設でシュプレヒコールを叫んだわけでもない。有形力を行使したわけでもない。極めて静かに、しかし、明確に、自己の防御方針を不変のものとして取調官に示すために、Tシャツを着用していたに過ぎない。そのTシャツが危険物とされ、持ち去られたのである。

この裁判は、T シャツ自体には何らの危険性はないにもかかわらず、胸に刻まれた文章が警察にとって好ましくないという理由で留置されている被疑者から奪い去ることが、着たい服を着る自由を侵害することはもちろん、表現の自由を侵害し、黙秘権を侵害し、弁護人の援助を受ける権利を侵害し、自己弁護権を侵害する違法行為であること（そして、その助言をした弁護人の弁護権を侵害すること）を明らかにするための裁判である。

第2 当事者

1 原告ら

(1) 原告

原告は、2024年12月3日、実母に対する保護責任者遺棄致死罪の被疑事実で逮捕された後、大阪府羽曳野警察署で留置されていた者である。現在は、同罪で起訴され、にて勾留されている。

(2) 原告松本

原告松本は、大阪弁護士会所属の弁護士であり、原告の国選弁護人である。

2 被告

本訴訟は、大阪府羽曳野警察署職員の職務上の行為につき損害賠償を求めるものである。大阪府羽曳野警察署職員は大阪府の公務員であるから、被告は大阪府となる（国家賠償法1条1項）。

第3 事案の概要

1 原告が逮捕されるまで



められていると理解した。

原告松本は、このような状態で原告■が取調べを受けると、記憶に基づいて供述することができず、誘導的な尋問に不用意に回答してしまう危険があると判断した。そこで、原告松本は、原告■に対し、取調べがあると通告されても留置施設から出房することなく取調べを拒否することを勧めた。仮に取調室に連行される事態になったとしても、供述を拒否するように助言した。この助言を受け、原告■は、取調べを拒否し、もし取調室に行かされたとしても供述を拒否することを決意した。

原告■は、12月6日、大阪府羽曳野警察署の留置管理課の職員に対し、取調べを拒否する意向を示したが、取調室に連行された。取調室では、取調官に対し、「あのう、黙秘って使っていいですか」旨述べて、供述をしない意思を明らかにしたが、取調官から質問責めにあい、供述を拒否し続けることができなかった。

原告松本は、上記の出来事をその後の接見で原告■から聞いた。原告松本は、原告■が自ら取調べや供述を拒否する旨の発言をしなくとも黙秘権行使の意思表示ができるように、12月10日、原告■に「私は取調べを拒否します」と書かれたTシャツ（以下、「本件Tシャツ」という。甲1）を原告■に差し入れた。同時に、原告松本は、「私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。」と書かれたもので、署名と日付を記入する欄のある「通告書」（甲2の4）を差し入れた。大阪府羽曳野警察署留置管理課職員は、本件Tシャツと通告書の差入れを受理した。その後、原告■に接見した原告松本は、原告■に「このシャツをずっと着て、取調べを拒否してください。そうすれば取調室に行かされても自信をもってがんばれますよ」等と助言した。また、原告松本は、通告書は原告松本から捜査機関に提出して原告■の黙秘権行使の意思を示すためのものであることを説明し、通告書に署名をすることを勧めた。原告■は、本件Tシャツを着用して黙秘権を行使する意思表示を

することを通じて、黙秘をやり遂げたい旨述べるとともに、通告書に署名をし、日付を記入した。原告松本は、原告■■■■との接見を終え、■■■■から通告書の宅下げを受けて警察署を出た。

3 本件Tシャツの没収と黙秘権侵害

原告松本が本件Tシャツを差し入れた後、原告■■■■は、本件Tシャツを着て一晩留置施設の居室で過ごした。翌12月11日朝、本件Tシャツの上にジャージタイプの上着を着用し、上までファスナーを上げている状態で居室にいたところ、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員が原告■■■■のもとにやってきた。当該職員は、原告■■■■に対し、「Tシャツはメッセージ性に問題がある」、「危険物に当たる可能性がある」、「脱ぐように」等と言い、ジャージの中に着ていた本件Tシャツを脱がせて持ち去った。さらにその後、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員は、本件Tシャツを危険物保管庫に保管した(甲4、甲5)(本件Tシャツを脱がせ、危険物保管庫に保管した行為について、以下、「本件没収行為」という。)

同日、原告■■■■は、本件Tシャツを着用することができないまま、大阪地方検察庁堺支部で取調べを受けた。黙秘権を行使したいという原告■■■■の真意に反して、検察官は質問を重ねたため、原告■■■■は、最終的に供述を強いられた。

4 原告松本と大阪府羽曳野警察署留置管理下職員及び大阪府警察本部とのやりとり

原告■■■■が、検察官に供述を強いられた数時間後となる12月11日午後7時頃、原告松本は、原告■■■■と接見した。原告松本は、原告■■■■から、上記の職員の発言内容と、本件Tシャツを脱がされたことについて報告を受けた。

その際、原告■■■■は、本件Tシャツ着用できていたときの気持ちとして、弁護人である原告松本が原告■■■■の近くにいるような気持ちになり、原告松本の助言通りに取調べを拒否して黙秘もできるのではないかという強い意思をもつことができていたので、取り上げられて無念である旨語った。

原告■■■■との接見を終えた原告松本は、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員に、本件Tシャツを脱がせた事実を確認するとともに理由を尋ねた。同課職員は、「規律及び秩序の維持を害する恐れがあるという意味での危険物扱いになっている」と回答し、現在大阪府警察本部と警察庁に確認中であるから、それ以上のことは大阪府警察本部に直接連絡してほしい旨を原告松本に告げた。

そのため、同日、原告松本は、大阪府検察庁堺支部担当検事、大阪府羽曳野警察署長、大阪府羽曳野警察署刑事課長及び大阪府羽曳野警察署留置管理課長宛てに、原告■■■■は黙秘権に基づき取調べを拒否するので取調室に連れて行くなどしないよう求める通告書（甲2の1～3）をファクシミリで送信した。大阪地方検察庁堺支部及び大阪府羽曳野警察署刑事課宛てには、原告■■■■が署名した「私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。」と記載された通告書（甲2の4）もファクシミリで送信した。

さらに、翌12月12日、原告松本は、大阪府警察本部長及び大阪府警察本部留置管理課長宛てに、原告■■■■が着ていた本件Tシャツを脱がせて取り上げたことを抗議するとともに、早急に原告■■■■に本件Tシャツを返却して着用させることを求める抗議申入書（甲3）をファクシミリで送信した。

加えて、原告松本は、12月17日、大阪府警察本部に電話連絡し、少なくとも取調室内での本件Tシャツの着用には弊害はないはずだから、着用を認めるように求めた。

12月20日、大阪府警察本部留置管理課職員が原告松本に対し、12月12日付の抗議申入書（甲3）について、「留置施設内での秩序維持のために、こちらの方で保管したうえで着用させない」と回答した。原告松本は、これまで本件Tシャツと同じデザインのTシャツを差し入れたうえで、着用を支障が生じていない事例があること（甲3）を告げたうえで、改めて、他の被留置者と会わない取調室内だけでも着用させるように求めたが容れられなかった。さらに、原告松本の「本件Tシャツを着用することにより、いかなる規律や秩序

を乱すのか」との質問に対しても、回答がされることもなかった。

この間、大阪府警察本部が、本件Tシャツと同じデザインのTシャツを留置施設に持ち込ませず、一律着用を認めないとの決定をしたとの報道がされた(甲4、甲5)。

第4 取り上げられたTシャツの性状

本件Tシャツは、紐や装飾等のないブルー色の半袖Tシャツであって、生地には伸縮性がなく、これまでも留置施設内において差し入れて着用することが認められてきた形状・性状のものである。

本件Tシャツの前面胸部には、「私は取調べを拒否します」との文字が白抜きでプリントされ、背部に「EST. 2024 RAIS 取調べ拒否権を実現する会」とプリントされている(甲1)。

第5 被侵害利益

1 表現の自由(憲法21条1項)に対する侵害(原告■■■■の権利侵害)

(1) 被侵害利益の性質及び内容

憲法21条1項は、言論、出版その他一切の表現の自由を保障することで、内面的な精神活動を外部に公表する精神活動の自由を広く保障している。そして、憲法21条1項が保障する表現の自由は、精神的自由の中核をなすものとして、特に厚く保護される。

特に、ある表現をそれが伝達するメッセージを理由に制限する表現内容規制は、表現の自由の保障に及ぼす影響が極めて重大であるから、原則として許されない。また、表現行為がなされるに先立ち公権力が何らかの方法でこれを抑制すること、及びこれと実質的に同視できるような影響を表現行為に及ぼす事前規制は、表現の自由に対する最も厳しい制約であることから、原則として禁止される。

(2) 侵害の態様及び程度等

ア 本件Tシャツの着用は表現行為である

原告■が「取調べを拒否します」とプリントされた本件Tシャツを着用する行為は、取調べを拒否する旨を明示することによって黙秘権を行使するという原告■の意思を外部に表出させる表現行為である。そして、取調官の前では萎縮して、自己の意思を上手く表現できない原告■にとって、取調べを拒否する旨を明示することによって黙秘権を行使するという原告■の意思を取調官に対して表明し続けるための事実上唯一の意思伝達手段でもあった。

イ 原告■から本件Tシャツを取り上げた行為は表現内容規制である

本件Tシャツはプリントされた文字以外には、付属品や装飾、生地 of 伸縮性もないごく一般的なTシャツであり、当該文字がなければ留置施設においても着用や手元保管が認められてきた形状、性質のものである。実際、本件Tシャツは、原告松本が差し入れを申し出た際にも差し入れが認められた。

その後、いったんは原告■の手元に届き、取り上げられるまでは着用することができていた。

そうすると、原告■が本件Tシャツの着用することも手元に保管することも認められなかったのは、本件Tシャツにプリントされていた「私は取調べを拒否します」との文言に問題があると判断されたからに他ならない。すなわち、本件没収行為は、本件Tシャツにプリントされた「私は取調べを拒否します」との文章の内容に着目した表現内容の規制である。

本件行為による原告■に対する権利侵害の程度は著しく、違憲性・違法性は極めて厳しく審査される必要がある。

ウ 原告■から本件Tシャツを取り上げた行為は、表現行為の事前規制である

本件没収行為により、原告■■■■は、本件Tシャツを着用した状態で取調べ室に行き、本件Tシャツにプリントされたメッセージを取調官に見せることを通じて取調べを拒否する意思を表明する機会が奪われた。したがって、本件没収行為は、原告■■■■の意思表示行為に先立って、公権力たる警察職員が、事前に原告■■■■の表現行為を規制したといえ、表現行為の事前規制に該当する。

表現の自由に対する事前規制は原則として許されないと考えるべきであり、原告■■■■に対する権利侵害の程度は甚だしいことから、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員の本件没収行為の違憲性・違法性は最も厳しい審査基準によって判断されなければならない。

2 着たい服を着る自由（憲法13条）に対する侵害（原告■■■■の権利侵害）

(1) 被侵害利益の性質及び内容

憲法13条が保障する幸福追求権として、ライフスタイルに関わる自己決定権が認められる。これにより、個人は、自己の容姿や身なりを自由に決める権利を有する。自己決定権には、着たい服を着る自由（服装の自由）も当然に含まれる。

無罪推定の権利（自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約））14条2項）が保障されている未決拘禁者には、できる限り一般市民と同様の権利・利益が保障される必要がある（自由権規約10条1項及び2項a）。刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（以下、「被収容者処遇法」という。）187条1項においても、警察の留置施設内においては、除外事由に該当しない限りは、自弁の物品の使用が認められている。

憲法13条が保障する着たい服を着る自由は、留置施設内においても、できうる限り一般市民と同様に保障される必要がある。

(2) 侵害の態様及び程度等

本件Tシャツは、留置施設の被留置者であっても、着用や手元保管が認め

られきた形状、性質のものであった。

本件Tシャツを着用する自由は、憲法13条及び被収容者処遇法187条1項に基づき、大阪府羽曳野警察署留置施設内においても認められなければならなかった。しかし、本件没収行為により、原告[]が本件Tシャツを着用する一切の機会が奪われた。

大阪府羽曳野警察署留置管理課職員の行為は、原告[]に認められてしかるべき本件Tシャツを着用する自由を侵害したものであるから、本件Tシャツを取り上げた同課職員の行為による原告[]に対する権利侵害の程度は甚だしい。

3 黙秘権（憲法38条1項、刑事訴訟法198条2項、自由権規約14条3項g）に対する侵害（原告[]の権利侵害）

(1) 被侵害利益の性質及び内容

憲法38条1項は、何人も自己に不利益な供述を強要されないことを保障し、また、刑事訴訟法198条2項は、被疑者が自己の意思に反して供述をする必要がないことを保障する。さらに、自由権規約14条3項gは、すべての者が自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないことを保障する。これらの規定により、被疑者には、包括的な黙秘権が保障されていると解される。

黙秘権とは、「答えない権利であるだけでなく、強制的な取調を受けない権利」である（甲6・平野龍一『刑事訴訟法概説』、1968年、財団法人東京大学出版会、70頁）。黙秘権を告知したとしても、取調べの間、その面前に座って質問を受けなければならないとすれば、黙秘権の実質的な保障はなくなってしまうからである（甲6・平野前掲70頁）。したがって、被疑者は、身体拘束中であるか否かを問わず、供述を拒否することができるのは勿論のこと、取調べを拒否することもできる。

被疑者に黙秘権が保障されることの効果として、被疑者を黙秘権行使が困難な状況に陥れ、供述を事実上強要することもまた禁止される（甲7・酒巻匡『刑

事訴訟法【第3版】』、2024年、有斐閣、207頁)。このことからすれば、黙秘権の保障には、自由な方法により黙秘権行使の意思表示をすることの保障も含まれるというべきである。被疑者の個性や置かれた状況は千差万別であるから、自らの性格や精神状態等に適した方法により黙秘権行使の意思表示をすることができるのでなければ、黙秘権行使は困難となり、供述は事実上強要されることになるからである。

供述の強要は虚偽自白の温床であり、袴田事件等の再審無罪事件においても、虚偽自白の存在が冤罪を生む大きな要因となったことは周知の事実である。黙秘権が冤罪を防止するための重要な権利であることは、論を俟たない。

国際刑法学会第12回大会決議(甲10)においても、刑事責任を追及されているいかなる人も黙秘権を有することが宣言されている(5条)。

(2) 侵害の態様及び程度等

原告■は、本件Tシャツを着用することによって、取調官に対し、黙秘権行使の意思(取調べ及び供述を拒否する意思)を表示しようとしていた。原告■は、長年の介護の疲れがたまりきっていたことに加え、元来の性格・特性や留置施設での生活によって疲弊し、精神的に追い詰められたため、取調官に対して自ら言葉を発して黙秘権行使の意思表示を行い、それを維持し続けることは容易でなかった。

そういった事情から、本件Tシャツの文字により、永続的に取調官の眼に自らの黙秘の意思を焼き付けることができ、また、取調官の発問に対し、「黙秘します」と回答をしなければならないという心理的ストレスが解消される本件Tシャツを着用することこそが、原告■が黙秘権行使の意思表示をし続ける方法としては、事実上唯一の方法といえ、かつ最も効果的なものであった。

しかし、本件没収行為により、原告■が起訴されるまでの間、本件Tシャツを着用して黙秘権行使の意思表示をすることは不可能となった。原告■が自らにとって適当かつ必要な方法により黙秘権行使の意思表示をすることがで

きなくなったのであるから、黙秘権を侵害されたものといえる。

さらに、原告■は、本件没収行為がされた12月11日、取調べを拒否することができず、大阪地方検察庁堺支部まで連行された。検察官による取調べでは、供述拒否もできなかった。その後も、原告■は、起訴されるまで一度も取調べも供述拒否もできなかった。原告■は、黙秘権行使の意思表示の手段を奪われたことにより、取調べ拒否も供述拒否もできなくなってしまった。この意味でも、黙秘権が侵害されている。

4 弁護人の援助を受ける権利（憲法34条前段、刑事訴訟法39条1項、自由権規約14条3項b・d）の侵害（原告■の権利侵害）

(1) 被侵害利益の性質及び内容

ア 憲法34条前段は、身体拘束を受けた被疑者の弁護人依頼権を保障している。

弁護人依頼権が保障されているのは、身体拘束という窮境に追い込まれた者が自らその身を守ることができるとは到底考えられないからである。それゆえ、単に形式的に弁護人を選任することができるというだけでは不十分であって、実質的に弁護人から援助を受けられることが必要である（甲8・毛利透他『憲法Ⅱ人権【第3版】』、2022年、有斐閣、331頁〔浅野博宣執筆〕）。したがって、憲法34条前段の保障する弁護人依頼権は、弁護人の援助を受ける権利をも含むものと解される。

判例も、「[憲法34条前段の弁護人依頼権は、]身体拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど自己の自由と権利を守るため弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とするものである。したがって、右規定は、単に被疑者が弁護人を選任することを官憲が妨害してはならないというにとどまるものではなく、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会をもつことを

実質的に保障しているものと解すべきである」とし、弁護人依頼権が弁護人の援助を受ける権利を含むものであることを承認している（最大判平成11年3月24日民集53巻3号514頁）。

刑事訴訟法39条1項が、被疑者が弁護人と「立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる」と規定しているのは、憲法34条の趣旨にのっとり、身体拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受ける機会を確保することを目的としており（前掲最大判平成11年3月24日）、弁護人の援助を受ける権利を実質化するためのものといえる（甲8・毛利他前掲331頁〔浅野執筆〕）。

さらに、自由権規約14条3項bは、すべての者が「防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること」を保障し、また、同項dは、「自ら選任する弁護人を通じて、防御すること」を保障している。これらの規定もまた、自己の防御のために弁護人の援助を受ける権利を保障したものだといえる。

イ 国連決議・国際学会決議においても、以下のとおり、被疑者が弁護人の援助を受ける権利を有することは繰り返し宣明されている。これらは、法規範性を有するものではないものの、日本は国連加盟国として国連決議を尊重すべき立場にあるし、また、国際学会の決議は、国際社会において実務的に遵守されている人権保障の水準を示すものとしての意義がある。被疑者が弁護人の援助を受ける権利を有することは、国際的にも承認され、定着しているものだといえる。

(ア) 1959年の国際法曹委員会第12回大会宣言（甲9）は、「いかなる逮捕においても、逮捕された者は直ちに、そしてその後のいかなる時においても、彼自身の選択する法的援助者の援助を受ける権利があ（る）」（Ⅲ（3））、「ルール・オブ・ローは、訴追された者がその防御のための十分な機会をもち、これを実行すべきことを要求する。即ち、…彼はいつい

かなる時も彼自身の選択による法的援助者の援助を受ける権利…をもつべきである」(V(1))とした。

(イ) 1979年の国際刑法学会第12回大会決議(甲10)は、「いかなる被疑者・被告人もすべての刑事手続段階において…自ら選んだ資格を有する弁護人に助けてもらう権利…を有する」とした(6条柱書)。

(ウ) 1988年の国連総会第43回会期決議において採択されたあらゆる形態の抑留・拘禁下にある人々を保護するための原則(甲11)は、「被抑留者は、弁護人の援助を受ける権利を有する」(原則17第1項前段)とした。

(エ) 1990年の国連犯罪防止及び犯罪者処遇会議決議で採択された弁護士の役割に関する基本原則(甲12)も、「すべての人は、自己の権利を保護、確立し、刑事手続のあらゆる段階で自己を防御するために、自ら選任した弁護士の援助を受ける権利を有する」とした(1条)。

(2) 侵害の態様及び程度等

原告松本は、接見の際に、原告■■■■に黙秘権行使を助言するとともに、黙秘権行使の意思表示の方法として本件Tシャツ着用を助言し、本件Tシャツを差し入れた(「物の授受」)。原告松本の助言及び差入れは、弁護人として被疑者である原告■■■■の防御のためにされた援助にほかならない。

原告■■■■は、本件Tシャツを着ることを通じて、弁護人である原告松本がそばにいたような気持ちになり、心理的な安らぎを得ることができていた。原告松本による本件Tシャツの差入れは、原告■■■■に対する心理的な援助としての意味合いも有していた。被疑者が十全に防御を行うためには、心理的な安定が重要であるから、弁護人の援助を受ける権利の範囲には心理的な援助が当然に含まれる。

本件没収行為により、原告■■■■は、本件Tシャツを用いることができなくなり、原告松本の助言を実行することができなくなった。これにより、原告■■■■

は、弁護人の援助を受ける権利を侵害された。

本件Tシャツの胸部の記載に照らせば、本件Tシャツの差入れの目的が黙秘権行使にあることは大阪府羽曳野警察署留置管理課職員にも十分把握できたはずである。

原告松本は、本件Tシャツが取り上げられた後も、捜査機関に対し、本件Tシャツが黙秘権行使の意思表示をするためのものであることを明記した抗議申入書（甲3）や黙秘権に基づき取調べを拒否することを記載した通告書（甲2の1～4）をファクシミリで送信していたのであるから、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員は、原告松本が弁護活動として本件Tシャツを差し入れたことも認識していたといえる。

大阪府羽曳野警察署留置管理課職員が原告■■■■から本件Tシャツを奪い、その後も返還しなかった行為は、故意による弁護妨害であり、黙秘権行使を阻害するという意味でも、弁護人の援助を受ける権利の侵害の程度は強度であった。

5 自己弁護権（憲法31条、自由権規約14条3項b・d）に対する侵害（原告■■■■の権利侵害）

(1) 被侵害利益の性質及び内容

憲法31条は、適正手続の内容として、当事者に防御権を与えることを要求している（甲13・佐藤功『ポケット註釈全書 憲法（上）【新版】』、1983年、有斐閣、507頁）。被収容者処遇法31条、刑事訴訟法39条3項但書も、被疑者が、防御ないし防御の準備の権利を有することを明文で認めている。

また、自由権規約14条3項bは、すべての者が「防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること」を保障し、また、同項dは、「直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること」を保障している。

以上のとおり、被疑者には防御権が保障されている。防御権は、上記の弁護

人の援助を受ける権利と、自ら防御を行う自己弁護権の2つを内容とする（甲14・福島至「被疑者・被告人の防御権—接見室におけるスマートフォン等電子機器持ち込み問題を契機に一」浅田和茂他編集委員『自由と安全の刑事法学生田勝義先生古稀祝賀論文集』、2014年、法律文化社、527頁以下）。このような理解は、自由権規約14条3項dが、「直接に又は自ら選任する弁護人を通じて」と規定していることから導かれるものである（国際刑法学会第12回大会決議（甲10）6条柱書も参照。）。

(2) 侵害の態様及び程度等

原告■■■■は、自己弁護権として、本件Tシャツを着用することによって取調べを拒否するとともに、取調室で供述拒否の意思を明らかにすることを通じて黙秘権行使の意思表示をするつもりであった。本件没収行為によって、本件Tシャツを着用しての黙秘権行使の意思表示は不可能になった。本件Tシャツを奪われたことは、弁護人の援助を受ける権利の侵害であると同時に自己弁護権の侵害でもあった。

上記4(2)のとおり、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員にとって、本件Tシャツが黙秘権行使に用いるためのものであることは明らかであったから、本件没収行為は、故意による自己弁護権の侵害であり、黙秘権行使の手段を奪われたという意味でも、その侵害の程度は著しい。

6 弁護人の弁護権（憲法34条前段、刑事訴訟法39条1項、自由権規約14条3項b・d）に対する侵害（原告松本の権利侵害）

(1) 被侵害利益の性質及び内容

被疑者には弁護人依頼権が保障され、この弁護人依頼権には、弁護人の援助を受ける権利も含まれる（憲法34条、刑事訴訟法39条1項、自由権規約14条3項b・d）。弁護人は、自らの依頼者に対し、弁護方針に基づく援助を行う権利（弁護権）を有する。弁護人が行使する弁護権は、必要やむを得ない場合を除き、捜査機関から制限を受けずに弁護活動を遂行できることを内容と

している。

弁護士の役割に関する基本原則（甲12）も、依頼者に法的な権利及び義務等について助言することやあらゆる適切な方法で依頼者を援助することを弁護士の義務としたうえで（13条a・b）、政府に対し、弁護士が、妨害や不当な干渉を受けることなく、その専門的職務をすべて果たしうることを保障することを要求している（16条a）。

(2) 侵害の態様及び程度等

原告松本は、上記第3で述べた事情のもと、原告■■■■■に対し、接見において黙秘権の行使を助言するとともに、その黙秘権行使の意思表示の方法として本件Tシャツを着用することを助言し、本件Tシャツを差し入れた。これらの助言及び差し入れは、原告松本が原告■■■■■を援助するためのものであり、原告松本が自らの弁護権を行使したものであった。

しかし、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員は、原告■■■■■から本件Tシャツを奪い、その後も返還しなかった。本件Tシャツは、上記のとおり原告松本が弁護活動として差し入れたものであるから、同課職員の行為により原告松本の弁護活動は妨害されており、弁護権が侵害されたものといえる。

そして、上記4(2)のとおり、弁護権侵害は故意により行われており、黙秘権行使の手段を奪われたという意味でも、その侵害の程度は強度のものであった。

第6 違法性（裁量権の逸脱・濫用）

1 根拠法規等

(1) 被収容者処遇法187条

被留置者といえども、服装の自由は認められ、法律上も被留置者には自弁の物品の使用が認められている。被留置者の自弁の物品の使用等に関する法律上の根拠は、被収容者処遇法187条柱書である。同法187条は、次のように規定する。

187条 留置業務管理者は、被留置者が、次に掲げる物品（次条第1項各号に掲げる物品を除く。）について自弁のものを使用し、又は摂取したい旨の申出をした場合には、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合、第190条の規定により禁止される場合並びに被留置受刑者について改善更生に支障を生ずるおそれがある場合を除き、内閣府令で定めるところにより、これを許すものとする。

一 衣類

二 食料品及び飲料

三 嗜好品

四 日用品、文房具その他の留置施設における日常生活に用いる物品

つまり、留置業務管理者は、原則として、被留置者に自弁の物品の使用等を認めなければならず、例外は、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合、第190条の規定により禁止される場合並びに被留置受刑者について改善更生に支障を生ずるおそれがある場合」のみである。

本件では、「第190条の規定により禁止される場合」または「被留置受刑者について改善更生に支障を生ずるおそれがある場合」に当たらないから、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当するか、その解釈が問題となる。

(2) 依命通達省矯成第3340号（平成19年5月30日）

被収容者に自弁の物品を使用させるにあたって、どのような場合に「規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれがある」と認められるかについて具体的に示したのが、「被収容者に係る物品等の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について（依命通達）」（甲15）である。

この依命通達によれば、被収容者処遇法41条2項及び同規則15条6項の「規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれ」の例として、自殺に用いら

れるおそれ、火気を発生するおそれ、凶器になるおそれ、騒音を発することにより他人に迷惑を及ぼすおそれ、動静視察に支障を生じさせるおそれがあると認められる場合が挙げられている。被留置者には、少なくとも被収容者と同等の自由が与えられなければならないから、被留置者に関する被収容者処遇法187条の規定も、上記と同様に解することができる。被留置者の場合であっても、「規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれ」については、上記に該当あるいは上記と同視できるような事情がない限りは、自弁の物品の使用が認められることになるというべきである。上記依命通達においても、「規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれ」は相当狭く解されていることに注意すべきである。

2 最高裁判決の判示

(1) 最大判昭和45年9月16日民集24巻10号1410頁

最高裁大法廷判決昭和45年9月16日（以下、「最高裁昭和45年判決」という。）は、在監者に対する喫煙を禁止した監獄法施行規則96条の違憲性判断にあたり、「（被拘禁者の自由に対する）制限が必要かつ合理的なものであるかどうかは、制限の必要性の程度と制限される基本的人権の内容、これに加えられる具体的制限の態様との較量のうえに立つて決せられるべき」と判示した。

(2) 最大判昭和58年6月22日民集37巻5号793号

最高裁大法廷判決昭和58年6月22日（以下、「最高裁昭和58年判決」という。）は、未決拘禁者に対する新聞紙の閲読の自由を制限する旨を定めた監獄法31条2項等の違憲性判断にあたり、上記最高裁昭和45年判決に言及した上で、「未決勾留は、前記刑事司法上の目的のために必要やむをえない措置として一定の範囲で個人の自由を拘束するものであり、他方、これにより拘禁される者は、当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては、原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であるから、監獄内の規

律及び秩序の維持のためにこれら被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合においても、それは、右の目的を達するために真に必要と認められる限度にとどめられるべきものである。したがって、右の制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該新聞紙、図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である」と判示した。

3 被収容者処遇法187条の「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」の文言解釈の基準

上記法令において、被収容者に自弁の物品の使用が広く認められ、自弁の物品の使用が認められない場合が相当狭く解されていること、本件では上記のとおり原告らのさまざまな重要な権利が侵害され、しかもその中には黙秘権や弁護人による援助を受ける権利といった被疑者の防御のための権利が含まれること（最高裁昭和58年判決は、加えられる制限が防御権との関係で制約されることがあり得ることに言及している。）に加え、上記依命通達の趣旨に照らすと、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」を解釈する裁量権の範囲は、極めて狭く解する必要がある。

さらに、上記判例を踏まえれば、「留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」とは、本件Tシャツの着用を認めることにより、留置施設内の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被留置者の性向、行状、留置施設内の管理、保安の状況、本件Tシャツの内容その他の具体的事情のもとにおいて、その着用を

許すことにより留置施設内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、本件Tシャツの着用を制限する程度は、障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解すべきである（被收容者処遇法31条参照）。

4 原告■■■■から本件Tシャツを取り上げて着用させなかった行為の違法性

(1) 「規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれ」がないこと

ア 本件Tシャツの内容

本件Tシャツはごく一般的なTシャツであって、これまでも留置施設内において差し入れて着用することが認められてきた形状・性状のものであり、「規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれ」があると判断されてこなかった。実際に、羽曳野警察署留置管理課職員が、本件Tシャツの差入れを認めていることも、本件Tシャツに「規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれ」がないと判断されたことを裏付けている。

本件Tシャツには、「私は取調べを拒否します」との文字が白抜きでプリントされているが、本件Tシャツを着用した者が、黙秘権を行使する意思を示すことはあり得るとしても、それは憲法上も認められた防御権の行使にほかならない。憲法上の権利行使についてプリントされたTシャツを着用することをもって「規律及び秩序の維持に支障を生じる」と解すべきでないことは言うまでもない。

また、「私は取調べを拒否します」との文言は、「私」すなわち、Tシャツの着用者を主語としている。本件Tシャツの胸部のプリントは、着用した者が黙秘権を行使する意思を示すに過ぎず、他の被留置者に対して黙秘権を行使するよう働きかけるメッセージが込められていない。

イ 原告■■■■の意図及び性向等

原告■■■■は、取調室に行かないことを実現するため、「私は取調べを拒

否します」との胸部のプリントを羽曳野警察署の職員に見せる意図を有してはいたが、他の被留置者に見せる意図は全くなかった。原告■は、本件Tシャツの上にジャージタイプの上着を着用し、ジャージのファスナーを首元まであげ、本件Tシャツの文字が、容易には他人から見られないようにしていた。そのため、他の被留置者が当該文字を偶然見ることはできなかった。

原告■は、元来温厚で気弱な性格である。本件留置当時も、実母が死亡したことで精神的に疲弊していた。実際、原告■は、他の被留置者に対して、黙秘権を行使するよう働きかけることもなく、留置施設内の規律及び秩序を乱そうとするような行動をとったこともなく、それを窺わせるような言動も一切していない。

ウ 他の被留置者への影響が問題とならないこと

原告■には、本件Tシャツを着用することで、他の被留置者に対して黙秘権の行使を働きかけようという意図は一切なかった。

しかしながら、仮に、本件Tシャツの着用が、他の被留置者に対して黙秘権を行使するよう促したとして、それは、憲法が保障する正当な防御権の行使方法の教示に過ぎないから、それが「規律及び秩序の維持に支障を生じる」事態を招来することはあり得ない。

また、本件Tシャツの着用により、結果として、他の被留置者に黙秘権の行使が奨励され、他の被留置者が黙秘権行使をしたり、取調べを拒否したりすることがあったとしても、それは、本来自由であるべき黙秘権の行使が不当に抑圧されていた状況が排除されたことを意味するに過ぎない。そのような結果が生じたことが「規律及び秩序の維持に支障を生じる」場合に当たらない。もし、当たるといふのであれば、それは被疑者がこぞって黙秘権を行使する事態を悪しき事態と考えていることの証左である。

エ その他

本件Tシャツの着用によって、何らの弊害も生じなかった実例も存在している。

原告松本は、2024年10月から同年12月10日までの間に、大阪府平野警察署及び大阪府福島警察署で、本件と同じ内容のTシャツを、原告■とは異なる被留置者2名に差し入れた。

2名の被留置者は、2名とも本件と同じ内容のTシャツを長袖の上から着用しており、留置施設内で、本件Tシャツに記載された文言が第三者から見える状態であった。大阪府平野警察署に留置されていた被留置者は、Tシャツの文言が外部から認識できる状態で着用したまま、留置施設から出て、大阪地方検察庁での取調べに行っている。検察庁の留置施設では、Tシャツを着用したまま、他の署から集められた被留置者らとともに待機させられた。原告松本は、着用を誰かから咎められたという報告を被留置者から聞かされていない。

差入れ後に、留置施設担当職員から、留置施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障が生じたとの連絡も受けていない。本件Tシャツの着用を認めたとしても、規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生じなかった実例がある。

オ 小括

原告■の本件Tシャツの着用方法、性向、行状、留置施設内の管理・保安状況、本件Tシャツの内容その他の具体的事情に照らすと、原告■に本件Tシャツの着用を認めることで、留置施設内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる状況にあったとはいえない。

(2) 本件Tシャツの着用制限が、必要かつ合理的範囲を超えていること

仮に、件Tシャツの着用による留置施設内の規律及び秩序の維持への影響を懸念するのであれば、留置施設外の取調室内で本件Tシャツの着用を認め、

取調室から出るときに本件Tシャツを職員が預かるなどの方法があり得たが、大阪府警察本部職員は、このような方法も一切考慮していない。

(3) 小括

以上より、留置施設内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性がないにもかかわらず、時、所を問わず本件Tシャツの着用を一切認めなかった本件没収行為には、被収容者処遇法187条による留置業務管理者の裁量権の逸脱・濫用がある。

なお、原告松本は、大阪府羽曳野警察署留置管理課の職員が原告■の着ていた本件Tシャツを脱がせ取り上げたことを知り、大阪府警察本部留置管理課に対し、以前も大阪府警察本部の管轄の警察署に原告松本が本件Tシャツを差し入れ、被留置者が本件Tシャツを置施設内で着用していたこと、検察庁にも本件Tシャツを着て行き、取調べを受けた者もいるが、その際、規律や秩序が乱れた旨の報告を受けていない旨を説明した。

大阪府警察本部は、原告松本のかかる説明を受けても態度を改めず、却って、本件Tシャツが大阪府羽曳野警察署で没収されたことが報じられた数時間後に、一律本件Tシャツの着用を認めない旨の判断をした。

このような大阪府警察本部の判断は、上記のとおり、留置施設内の規律及び秩序の維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性がないにもかかわらずされており、違法である。したがって、大阪府警察本部が本件Tシャツの着用を一律に認めない判断をしたことは、大阪府警羽曳野警察署の留置管理官が、原告■に対して、本件Tシャツの着用を一切認めない扱いを変えず、原告■から本件Tシャツを取り上げて着用させなかったことの違法性を減じることにはならない。

第7 公共団体の公権力の行使に当る公務員によって、職務を行うについてなされ

た行為であること

本件没収行為は、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員が留置管理を行うについてした行為であるから、当該行為は、「公共団体の公権力の行使に当る公務員」が「職務を行うについて」なされたものである（国家賠償法1条1項）。

第8 原告らの損害

1 原告■■■■の損害：2, 200, 000円

(1) 慰謝料：2, 000, 000円

被疑者には、黙秘権を行使する方法として、取調べ自体を拒否するか、取調べにおいて供述を拒否する選択肢がある。取調べで黙秘権を行使する場合は、取調べの質問に口を開いて答えないという対応をするか、質問の度に「黙秘します」と言い続けるしかない。いずれの方法も、長時間の取調べを通じて貫徹することは難しい。逮捕・勾留された時点で既に精神的に極限状態にあった原告■■■■にとっても、取調室で黙秘を貫徹することはやはり至難の業であった。

原告■■■■にとって、本件Tシャツを着用して取調べを拒否する意思を表明して黙秘権行使の意思表示をすることは、捜査段階において原告■■■■ができる最善の防御方法であり、かつ、表現行為としても非常に重要な行為であった。本件Tシャツを着用して取調室に行った場合にも、供述しない意思の表現を通じて、供述を拒否することをより容易にする意味を有していた。しかし、原告■■■■はこの方法による黙秘権の行使を制約され、表現の自由を制約された。弁護人からの助言・援助を受ける権利も侵害され、原告■■■■が望んだ最善の防御の手段を奪われた。そのことにより、原告■■■■は精神的苦痛を強いられた。

加えて、原告■■■■は着たい服を着る自由を制約された。原告■■■■にとって、本件Tシャツを着る行為は、弁護人の援助を踏まえた行為であり、取調べを

拒否して供述を拒否する黙秘権行使の手段であった。それだけでなく、表現行為でもあり、勾留中の不安な状況の中で弁護人の存在を感じて安定した精神状態で捜査に臨むため重要な行為でもあった。このように原告■が本件Tシャツを着用する行為は複合的な意味合いを有していた。原告■が受けた「着たい服を着る自由」の制約は、原告■にとっては、単に好みのデザイン（内容に意味をもたない）のTシャツを取り上げられる場合とは意味合いが異なり、より一層大きな精神的苦痛を与えるものであった。原告■が本件Tシャツを着る自由を制約されたことで受けた精神的苦痛は甚大である。

さらに、前述のとおり、本件Tシャツを取り上げる態様も悪質であった。大阪府羽曳野警察署留置管理課職員は、弁護人である原告松本から差し入れられ、それが取調べを拒否する意思のあらわれとして着用されるものであることを認識しながら、その点に配慮することなく、原告■に対し、「Tシャツはメッセージ性に問題がある」、「危険物に当たる可能性がある」、「脱ぐように」などと告げ、あたかもTシャツ自体が危険物であるかのように対応して、原告■から本件Tシャツを取り上げた。それにとどまらず、原告松本が本件Tシャツを返還するように再三求めたにもかかわらず、大阪府羽曳野警察署留置管理課職員は、大阪府警察本部が発出した通達に盲従し、原告松本の要求を無視した。本件Tシャツが取り上げられ、返還要求も無視されたことで、原告■は精神的苦痛を被るとともに、黙秘権行使の一態様である取調べ拒否や取調室での供述拒否自体があたかも悪い行いと評価される可能性があるとして誤認させられ、黙秘権行使がより困難な精神状態に陥らされた。

現に、原告■は本件Tシャツを取り上げられた後、黙秘権を行使することができず、意に反する供述を強いられ、さらなる精神的苦痛を被った。原告■が受けたこれらの精神的苦痛は金銭によって慰謝されるものではない

が、あえて金銭的に評価すれば、その額は200万円を下らない。

(2) 弁護士費用相当額：200,000円

原告■■■■は、本件訴訟を原告代理人らに委任した。原告■■■■の損害・精神的苦痛の程度のほか、本件訴訟の複雑さ・専門性等に鑑みれば、少なくともその弁護士費用のうち、金20万円が、被告の不法行為と相当因果関係ある損害である。

2 原告松本の損害：1,650,000円

(1) 慰謝料：1,500,000円

原告松本は、原告■■■■に本件Tシャツを着用させることが弁護活動として必要だと判断して、差し入れた。しかし、本件Tシャツの着用が妨害されたことで、原告松本は、大阪府羽曳野警察署や大阪府警察本部に釈明を求めたり抗議したりするなど、本来不必要である時間を費やすとともに労力の負担を強いられた。

原告松本は、2024年12月11日付で通告書（甲2の1～4）を、同月12日付で抗議申入書を提出し（甲3）、同月17日及び20日には大阪府警察本部留置管理課職員と通話して釈明を求めるなどの対応をせざるを得なかった。

以上に鑑みれば、原告松本が被った精神的苦痛を金銭的に評価すれば、その額は150万円をくだらない。

(2) 弁護士費用相当額：150,000円

原告松本は、本件訴訟を原告代理人らに委任したが、原告松本の損害・精神的苦痛の程度のほか、本件訴訟の複雑さ・専門性等に鑑みれば、少なくともその弁護士費用のうち、金150,000円が、被告の不法行為と相当因果関係ある損害である。

第9 結語

よって、原告らは被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、請求の趣旨記載のとおり金員の支払いを求める。

以上